

年末調整の準備はお早めに！！

今年も早いもので年末調整の季節になりました。年末の慌ただしさの中で対応しなければいけない年末調整。対応する経理担当の方は、ミスがないよう、早めの資料回収で計画的に進めていきましょう。

I 昨年からの改正点

今年の年末調整については、昨年と比較して、**税額を計算する上での大きな改正点はありません。**

II 年末調整とは

毎月の給与計算で天引きされている項目、所得税や住民税、社会保険料などがありますが、このうち所得税については、概算額での(源泉)徴収となっています。そのため、年間の給与総額が確定する12月の給与支払い後に、**勤務先が本人に代わり、所得税の計算を行う制度が年末調整**です。ちなみに住民税は、年末調整後に勤務先が従業員の住所地の市区町村に提出する給与支払報告書により、住民税額が確定し、翌年の6月以降、給与から天引きされますので、概算額ではありません。

III 年末調整の対象となる方

年末調整の対象となる方は、原則として勤務先にマル扶(※)を提出し、かつ年末時点で会社に在籍している方が対象となります。年末調整は会社の義務ですので、**対象者は年末調整しなければなりません。**

年末調整の対象となる方		年末調整の対象とならない方
マル扶(※) を提出し、かつ	1年を通して勤続している方	年収が2,000万円を超える方
	年の途中で入社して年末に在籍している方	他の会社にマル扶(※)を提出した方 マル扶(※)の提出がない方
	12月の給与受取り後に退職した方	
	国内に住所を有する外国人労働者	非居住者

(※)扶養親族の氏名、生年月日などを記入する扶養控除等(異動)申告書を指します。

なお、マル扶が提出されていない場合(当社が副業で他社にマル扶を提出しているなど)には、毎月の源泉所得税の計算は源泉徴収税額表の「乙欄」を使用します。「乙欄」の所得税は通常の「甲欄」より高くなっています。

IV 年末調整でできること、できないこと

年末調整ではすべての所得税計算ができるわけではなく、勤務先の年末調整で対応できる項目と本人が確定申告をしなければならない項目があります。

年末調整で対応できる	年末調整で対応できない(原則として確定申告が必要)
扶養の対象者追加、減少	ふるさと納税の寄付金控除
生命保険料・地震保険料控除	医療費控除・災害などによる損失の雑損控除
企業型DC・iDeCoの所得控除	給与所得以外の所得計算
住宅ローン控除(2年目以降)	住宅ローン控除(初年度)

V 年末調整チェックリスト

注意点	詳細
今年入社した社員	前職分の源泉徴収票 (2社以上ある場合もあり)の確認や失業中の国民健康保険料、国民年金保険料など控除もれのないようにしましょう。
日本国外に扶養親族がいる外国人の社員	海外に居住している扶養親族への 令和4年分の送金記録 (「外国送金依頼書の控え」や、クレジットカードの利用明細書など)と、 親族関係を証明する書類 (外国政府等が発行した書類の原本+パスポートの写しや、外国政府等が発行した戸籍謄本・婚姻証明書などの原本) を添付する必要があります。
16歳未満である扶養親族の記載もれ	16歳未満(中学生以下)の扶養親族については、所得税(年末調整)上は関係ありませんが、 住民税の計算上は非課税となる基準額の計算 に関係します。狭い欄ですが、記載もれのないようにしましょう。